

乗鞍岳を登山する皆様へ 登山届は必ず提出しましょう

岐阜県では「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区（御嶽山・焼岳・白山・乗鞍岳）における山岳遭難の防止に関する条例」により登山届の提出を義務付けています。

登山届を提出してから、登山を楽しみましょう。

登山届対象エリア

乗鞍岳の想定火口域から4km以内の区域
(ただし、**豊平など一部の区域は対象外**。詳細は裏面をご覧ください。)



登山届の提出方法

● オンラインによる届出



※運営:(公社)日本山岳ガイド協会



※運営:(株)ヤママップ

● 下記機関への郵送、FAX、メール等

提出機関

- 岐阜県防災課
- 岐阜県警察本部地域課
- 高山警察署及び同署管内の交番・駐在所

● 登山届ポストへの投函

簡易登山届



豊平から剣ヶ峰(山頂)への登山届には、左QRコードからの簡易登山届(乗鞍岳剣ヶ峰/登山届)が便利です。

何のために登山届を出すの？

- 万が一、遭難事故にあったとき、場所を特定しやすくスムーズな救助活動が行えます。
- 遭難事故や噴火の発生時、家族や関係者と素早く連絡をとることができます。
- 事前に計画をたてることで、無理な登山を防止し、体力・技術にあった登山が楽しめます。

罰則(過料)

登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料が科せられます。

注意事項

乗鞍岳は活火山です。登山にあたっては、事前に登山道の規制状況等を確認し、ヘルメット等の安全装備を準備するようお願いします。

問い合わせ先

岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 TEL:058-272-1111 (内線2837)